

運 営 規 程

日新株式会社

日新けあパレス(ショートステイ)

(事業の目的)

第1条 日新株式会社が開設する「日新けあパレス(ショートステイ)」(以下「事業所」という。)が行う短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業(以下「短期入所生活介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 短期入所生活介護事業の提供にあたっては、事業所の従業者は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 介護予防短期入所生活介護事業の提供にあたっては、事業所の従業者は要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービス等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 日新けあパレス(ショートステイ)
- (2) 所在地 栃木県下野市本吉田771番地1

(利用定員)

第4条 事業所の利用者の定員は23名とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
利用者の健康管理及び療養上の指導等を行うと共に、事業所の衛生管理指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
短期入所生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な相談援助などの生活指導を行う。

- (4) 介護職員 7名以上
日常生活上の世話（支援）等を行う。
 - (5) 看護職員 1名以上
利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
 - (6) 機能訓練指導員 1名以上
個別の心身の状況を重視し、生活機能向上を目的とした訓練を行う。
 - (7) 栄養士 1名以上
利用者の栄養や心身の状況及び嗜好に配慮した献立作成と栄養指導を行うとともに、食品関係法令に定める衛生管理を行う。
- 2 前項に定める者のほか、事業所の運営上必要な職員を置くものとする。

（短期入所生活介護等の内容）

第6条 短期入所生活介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護（移動や排泄の介助、見守り等）
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練（日常動作訓練）
- (4) レクリエーション
- (5) 生活等に関する相談及び助言
- (6) 介護方法の指導
- (7) 入浴
- (8) 食事
- (9) 送迎

（短期入所生活介護等の利用料等）

第7条 短期入所生活介護等のサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護等のサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項に掲げる額のほか、次に掲げる費用を徴収する。なお、具体的な費用の額については、別に定める料金表によるものとする。

- (1) 食費（おやつ代含む）
- (2) 滞在費
- (3) 次条の通常の事業の実施地域外に居住する利用者についての送迎に係る費用
- (4) その他、短期入所生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが相当と認められる費用

- 4 前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族等に対し事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受け、ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、下野市、小山市（間々田地区、乙女地区を除く）、真岡市、上三川町、茨城県結城市（結城西部、結城南部、結城東部各地区の国道50号線以北に限る）、筑西市（下館地区・下館北地区・下館西地区に限る）とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従うこととし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
 - 3 事業者は、利用者の重大な過失により利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
 - 4 その他、この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時における対応方法）

- 第10条 短期入所生活介護等の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 協力医療機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 しもつけ痛みのクリニック（院長：斉藤 和彦 医師）
 - (2) 所在地 〒329-0412 栃木県下野市柴871-7

（非常災害対策）

第11条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を選任するとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難・救出その他の必要な訓練を行い、利用者の安全に対して万全の備えを行うこととする。

（事故発生時の対応）

- 第12条 事業者は、施設内で利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理等)

第 13 条 事業者は、利用者の使用する設備、備品、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な点検と措置を講じなければならない。

(苦情処理等)

第 14 条 事業者は、提供した短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業者は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を確保するとともに、研修の機会を設けるなど、常に職員の資質の向上に努めるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は日新株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し年 2 回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催するために研修計画を定める。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(業務継続計画の算定等)

第 17 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定（予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

平成28年4月1日 第8条 一部変更

平成30年5月1日 第8条 一部変更

令和6年4月1日 第16条、第17条 追加